

議案第13号

阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について

阿見吉原地区企業誘致条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見吉原地区企業誘致条例の一部を改正する条例

阿見吉原地区企業誘致条例(平成26年阿見町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「茨城県が分譲する業務用地」を「特定の区域」に改める。

第2条を次のように改める。

(対象区域)

第2条 この条例に定める奨励措置は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第52条の規定に基づく土地区画整理事業の事業計画の決定を受けた阿見吉原地区内の区域であつて、次の各号に掲げる区域(以下「対象区域」という。)について適用する。

(1) 茨城県が分譲する業務用地

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4の規定に基づき、阿見町が定めた阿見吉原地区地区計画における沿道施設地区Ⅰ内の土地(以下「事業用地」という。)

第4条第1項を次のように改める。

町長は、次の各号に掲げる要件を満たす企業等に対し、当該各号に定める奨励金を交付するものとする。

(1) 第2条第1号の区域において、10,000平方メートルを超える用地の取得又は賃貸契約の締結をし、当該用地の取得日又は、賃貸契約による利用開始日から起算して2年以内に事業所等の建設工事に着手し、かつ、3年以内に操業を開始した企業等 企業立地等促進奨励金、雇用促進奨励金及び見学施設設置奨励金

(2) 第2条第2号の区域において、3,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の事業用地を取得し、当該用地の取得完了日から起算して2年以内に建物の延べ面積が1,000平方メートルを超える事業所等の建設工事に着手し、かつ、3年以内に操業を開始した企業等 企業立地等促進奨励金

第4条第3項中「企業等が正当な理由なく町税を完納しない場合」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 町税(町民税, 固定資産税及び軽自動車税をいう。)に滞納があるとき。ただし, やむを得ない理由がある場合を除く。
 - (2) 既に奨励金の交付を受けた対象区域で操業しているとき。
- 附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は, 令和5年4月1日から施行する。

阿見吉原地区企業誘致条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、阿見吉原地区において<u>茨城県が分譲する業務用地</u>に事業所等を設置し、町勢の発展に寄与する企業等に対し、奨励措置を講ずることにより企業等の立地の促進を図り、もって本町の産業の振興及び発展に寄与することを目的とする。</p> <p><u>(対象区域)</u></p> <p>第2条 この条例に定める奨励措置は、<u>土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第52条の規定に基づく土地区画整理事業の事業計画の決定を受けた阿見吉原地区において茨城県が分譲する業務用地の区域（以下「対象区域」という。）内について適用する。</u></p> <p>(奨励措置等)</p> <p>第4条 <u>町長は、対象区域内において10,000平方メートルを超える用地の取得又は賃貸契約の締結をした企業等であって、当該用地の取得日又は賃貸契約による利用開始日から起算して2年以内に事業所等の建設工事に着手し、かつ、3年以内に操業を開始した企業等に対して、奨励金を交付するものとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、阿見吉原地区において<u>特定の区域</u>に事業所等を設置し、町勢の発展に寄与する企業等に対し、奨励措置を講ずることにより企業等の立地の促進を図り、もって本町の産業の振興及び発展に寄与することを目的とする。</p> <p><u>(対象区域)</u></p> <p>第2条 この条例に定める奨励措置は、<u>土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第52条の規定に基づく土地区画整理事業の事業計画の決定を受けた阿見吉原地区内の区域であって、次の各号に掲げる区域（以下「対象区域」という。）内について適用する。</u></p> <p>(1) <u>茨城県が分譲する業務用地</u></p> <p>(2) <u>都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4の規定に基づき、阿見町が定めた阿見吉原地区地区計画における沿道施設地区Ⅰ内の土地（以下「事業用地」という。）</u></p> <p>(奨励措置等)</p> <p>第4条 <u>町長は、次の各号に掲げる要件を満たす企業等に対し、当該各号に定める奨励金を交付するものとする。</u></p> <p>(1) <u>第2条第1号の区域において、10,000平方メートルを超える用地の取得又は賃貸契約の締結をし、当該用地の取得日又は、賃貸契約による利用開始日から起算して2年以内に事業所等の建設工事に着手し、かつ、3年以内に操業を開始した企業等 企業立地等促進奨励金、雇用促進奨励金及び見学施設設置奨励金</u></p> <p>(2) <u>第2条第2号の区域において、3,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の事業用地を取得し、当該用地の取得完了日から起算して2年以内に建物の延べ面積が1,000平方メートルを超える事業所等の建設工事に着手し、かつ、3年以内に操業を開始した企業等 企業立</u></p>	

現行	改正後	備考
<p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>企業等が正当な理由なく町税を完納しない場合</u>は、奨励金を交付しないものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略) (有効期間)</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>地等促進奨励金</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を交付しないものとする。</u></p> <p><u>(1) 町税(町民税、固定資産税及び軽自動車税をいう。)に滞納があるとき。ただし、やむを得ない理由がある場合を除く。</u></p> <p><u>(2) 既に奨励金の交付を受けた対象区域で操業しているとき。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略) (有効期間)</p> <p>2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> <p>3 (略)</p>	

阿見吉原地区企業誘致条例の一部改正について

【改正の理由】

茨城県が施行した阿見吉原土地区画整理事業への企業誘致は、令和 3 年度に県等が所有する業務用地の分譲を完了したが、企業等の立地が進んでいない土地があることから、該当地への企業誘致を推進するため、「阿見吉原地区企業誘致条例」の奨励措置を拡充するもの。

【改正の主な内容】

新たな奨励措置として、下記の企業立地等促進奨励金を拡充する。

○追加する区域

阿見吉原地区地区計画の沿道施設地区 I
(県道竜ヶ崎阿見線の沿道地域)

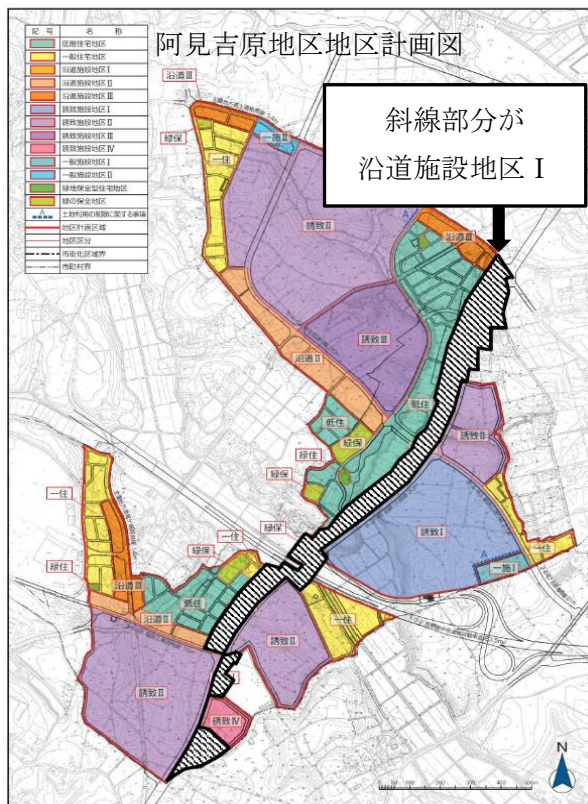
○奨励措置の要件

阿見吉原地区地区計画の沿道施設地区 I 内において 3,000 m²以上 10,000 m²未満の土地を取得完了後、2 年以内に建物の延べ面積が 1,000 m²を超える事業所等の建設工事に着工し、かつ、3 年以内に操業を開始した企業

○奨励措置の内容

(企業立地等促進奨励金)

- ・事業所等に賦課された固定資産税相当額(土地・建物・償却資産)を 3 年間交付



【施行期日】

令和 5 年 4 月 1 日